

## 第7章 バリアフリー化事業計画等の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び嵯峨嵐山地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが嵯峨嵐山地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

その他の事業計画

嵯峨嵐山地区内において実施される、JR嵯峨嵐山駅北側の都市計画道路整備事業・自由通路整備事業及び嵯峨嵐山駅舎改築事業などで、その実施に当たり、バリアフリー化基準に沿った施設整備を推進する事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

短期 平成17年から19年の間に事業を完了させることを目標とするもの

中期 平成17年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。ただし、その他の事業計画として実施するものについては、完了目標年次をその事業スケジュールによるものとします。

なお、特定事業については、嵯峨嵐山地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会が、それぞれ嵯峨嵐山地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

## 1 嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅及び京福嵯峨駅前駅のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅及び京福電鉄嵯峨駅前駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 情報案内設備

##### (ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善

トロッコ嵯峨駅において、現状では駅舎入口から乗車券販売所までの誘導ブロックが機能していないため、適切な経路に誘導ブロックを設置します。

##### (イ) 点字表示の設置

嵯峨駅前駅において、路線図に点字表示を設置します。

#### イ 利便施設

##### (ア) 車いす対応型トイレの改善

トロッコ嵯峨駅の車いす対応型トイレの便器配置の改善及びスペース拡大については、駅舎の改造を伴うため現状での改善は困難ですが、将来、駅舎の改造・改修を実施する際には、スペースの拡大とともに、オストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた人が器具の洗浄などを行える設備を備える）等の機能のある多機能トイレへの改善についても検討します。

#### ウ 個別設備

##### (ア) 路線図の料金表示の改善

嵯峨駅前駅の路線図の料金表示を大きくします。

#### エ 既に改善された課題・問題点

##### (ア) ベンチの移設

トロッコ嵯峨駅コンコース内のトイレの前の通路に設置されているベンチについては、視覚障害者誘導用ブロックの支障とならないように、適切な位置に移設しました。

#### オ その他

上記以外の連絡会議や分科会などで提起された様々な課題・問題点について、どのように対応していくのかについての基本的な考え方を示します。

##### (ア) 様々な設備の改善の検討

提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などに併せ、できる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

##### (イ) 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小、分かりやすい情報案内の検討など、嵯峨嵐山地区以外の駅でも共通の課題となっているものについては、各鉄道事業者において、長期的な課題として検討を進めます。

## (2) バリアフリー化事業計画の概要

トロッコ嵯峨駅及び嵯峨駅前駅におけるバリアフリー化事業計画の概要を表 - 9 に示します。

表 - 9 トロッコ嵯峨駅及び嵯峨駅前駅におけるバリアフリー化事業計画の概要

| 駅名          | 事業内容                           | 事業主体        |          | 目標年次 |    |    |    |    |    |     |  |  |
|-------------|--------------------------------|-------------|----------|------|----|----|----|----|----|-----|--|--|
|             |                                | 嵯峨野<br>観光鉄道 | 京福<br>電鉄 | H17  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23~ |  |  |
| トロッコ<br>嵯峨駅 | 入口から切符売り場までの視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 |             |          |      |    |    |    |    |    |     |  |  |
|             | 多機能トイレへの改善についての検討              |             |          |      |    |    |    |    |    |     |  |  |
| 京福<br>嵯峨駅前駅 | 路線図の改善，点字表示設置                  |             |          |      |    |    |    |    |    |     |  |  |
| 各駅共通        | より分かりやすい案内表示や緊急情報表示の検討         |             |          |      |    |    |    |    |    |     |  |  |
|             | 分かりやすい料金表や路線図の検討               |             |          |      |    |    |    |    |    |     |  |  |
|             | 様々な設備の改善の検討                    |             |          |      |    |    |    |    |    |     |  |  |
|             | 各鉄道事業者における共通課題の検討              |             |          |      |    |    |    |    |    |     |  |  |

トロッコ嵯峨駅，嵯峨駅前駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 9 に示します。

## 2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が，JR嵯峨嵐山駅，トロッコ嵯峨駅及び嵯峨駅前駅を発着する鉄道車両と駅付近を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保を始めとした移動円滑化基準に適合した車両とするとともに，既存車両についても，できる限りバリアフリー化されたものとなるよう，改良を検討していきます。

#### イ 路線バス

公共交通特定事業として，車両の更新時に，車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動円滑化基準に適合した車両を購入することにより，順次，バリアフリー化を図ります。

## (2) バリアフリー化事業計画の概要

京都バス及び京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表 - 10，表 - 11 に示します。

表 - 10 京都バスの公共交通特定事業計画の概要

| 事業内容                                      | 目標年次 |    |    |    |    |    |     |
|---|------|----|----|----|----|----|-----|
|   | H17  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23- |
| 嵯峨嵐山地区のバス停を発着する車両の約70%をワンステップ・ノンステップバスとする | ▶    |    |    |    |    |    |     |

<参考> 京都バスの車両の更新計画

| 年次                   | 総車両数 | ワンステップバスの車両数 | ノンステップバスの車両数 | ワンステップ・ノンステップバスの割合 |
|----------------------|------|--------------|--------------|--------------------|
| 平成16年度末<br>(2004年度末) | 102  | 28           | 4            | 31%                |
| 平成17年度末<br>(2005年度末) | 102  | 33           | 4            | 36%                |
| 平成22年度末<br>(2010年末)  | -    | -            | -            | 約90%               |

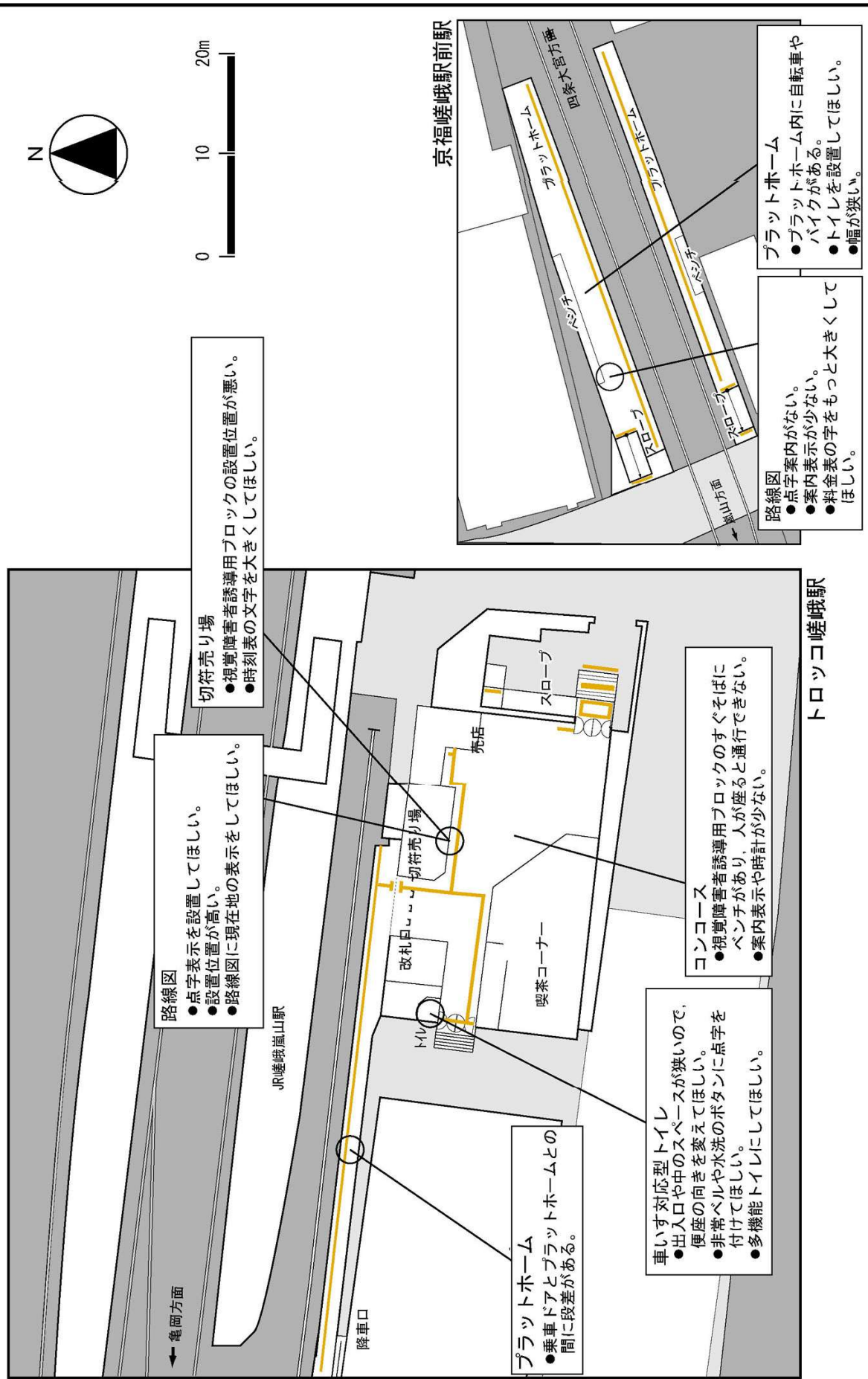
表 - 11 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

| 事業内容                               | 目標年次 |    |    |    |    |    |     |
|------------------------------------|------|----|----|----|----|----|-----|
|                                    | H17  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23- |
| 嵯峨嵐山地区のバス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする | ▶    |    |    |    |    |    |     |

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

| 年次                   | 総車両数 | ノンステップバスの車両数 | ノンステップバスの割合 |
|----------------------|------|--------------|-------------|
| 平成16年度末<br>(2004年度末) | 750  | 258          | 34%         |
| 平成17年度末<br>(2005年度末) | 750  | 366          | 49%         |
| 平成22年度末<br>(2010年末)  | -    | -            | 約90%        |
| 平成25年度末<br>(2013年末)  | -    | -            | 100%        |

図-7 トロッコ嵯峨駅・京福嵯峨駅前駅の課題・問題点マップ



### 3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

#### (1) 事業計画の基本的考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

##### ア 特定経路

特定経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

##### イ 準特定経路（都市計画道路整備区間を除く）

特定経路を補完する準特定経路においては、駅から連続してバリアフリー化を図れるよう歩道の幅員の検討、歩車共存道路の整備の検討を行うとともに、段差、勾配の改善などを進めます。

##### ウ 特定経路，準特定経路以外の道路

駅周辺に居住する市民や観光客の JR 嵯峨嵐山駅，トロッコ嵯峨駅及び京福嵯峨駅前駅へのアクセス経路の確保，地区の居住環境整備などの観点から，重点整備地区内のその他の道路について，交通バリアフリー化事業以外の施策を含め，できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう，歩行者優先策の検討などを進めます。

##### エ その他

###### (ア) 放置自転車の対策

放置自転車の対策については，京都市自転車総合計画に基づき，自転車の適正な利用を促進するため，引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに，地元の取組などとの協力・連携を図りながら，取組を進めます。

###### (イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については，今後，市民の意見を聴きながら検討を進め，平成 17 年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

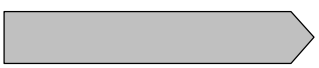




#### (2) バリアフリー化事業計画の概要

嵯峨嵐山地区における道路特定事業計画の概要を表 - 12 に，道路特定事業以外の事業計画の概要を表 - 13 に示します。

表 - 12 道路特定事業計画の概要

| 経路   | 路線                  | 事業内容     | 目標年次 |    |    |    |    |    |     |
|------|---------------------|----------|------|----|----|----|----|----|-----|
|      |                     |          | H17  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23~ |
| 特定経路 | 主要市道鹿ヶ谷嵐山線（通称：丸太町通） | 段差，勾配の改善 |      |    |    |    |    |    |     |
| 特定経路 | 主要市道鹿ヶ谷嵐山線（通称：丸太町通） | 段差，勾配の改善 |      |    |    |    |    |    |     |

表 - 1 3 道路特定事業以外の事業計画の概要

| 経路    | 路線             |      | 事業内容            | 目標年次  |
|-------|----------------|------|-----------------|---|
|       |                |      |                 | H17 18 19 20 21 22 23~  |
| 準特定経路 | 府道嵯峨嵐山停車場線     | 区間 1 | 段差，勾配の改善        |  |
| 準特定経路 | 嵯峨経 1 3 4 号線   | 区間 2 | 歩車共存道路としての整備の検討 |  |
| 準特定経路 | 府道嵯峨嵐山停車場線     |      | 歩車共存道路としての整備の検討 |  |
| 準特定経路 | 嵯峨緯 1 2 9 号線   |      | 歩車共存道路としての整備の検討 |  |
| -     | 重点整備地区内のその他の道路 |      | 歩行者優先策の検討       |  |

道路のバリアフリー化事業計画を図 - 1 0 に示します。

#### 4 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

##### (1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路等における高齢者や身体に障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

##### ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などに努めます。

##### イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の手配・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

##### ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成17年度末を目途に定めますが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

##### (2) バリアフリー化事業計画の概要

嵯峨嵐山地区における交通安全特定事業計画の概要を表-14に示します。

表-14 交通安全特定事業計画の概要

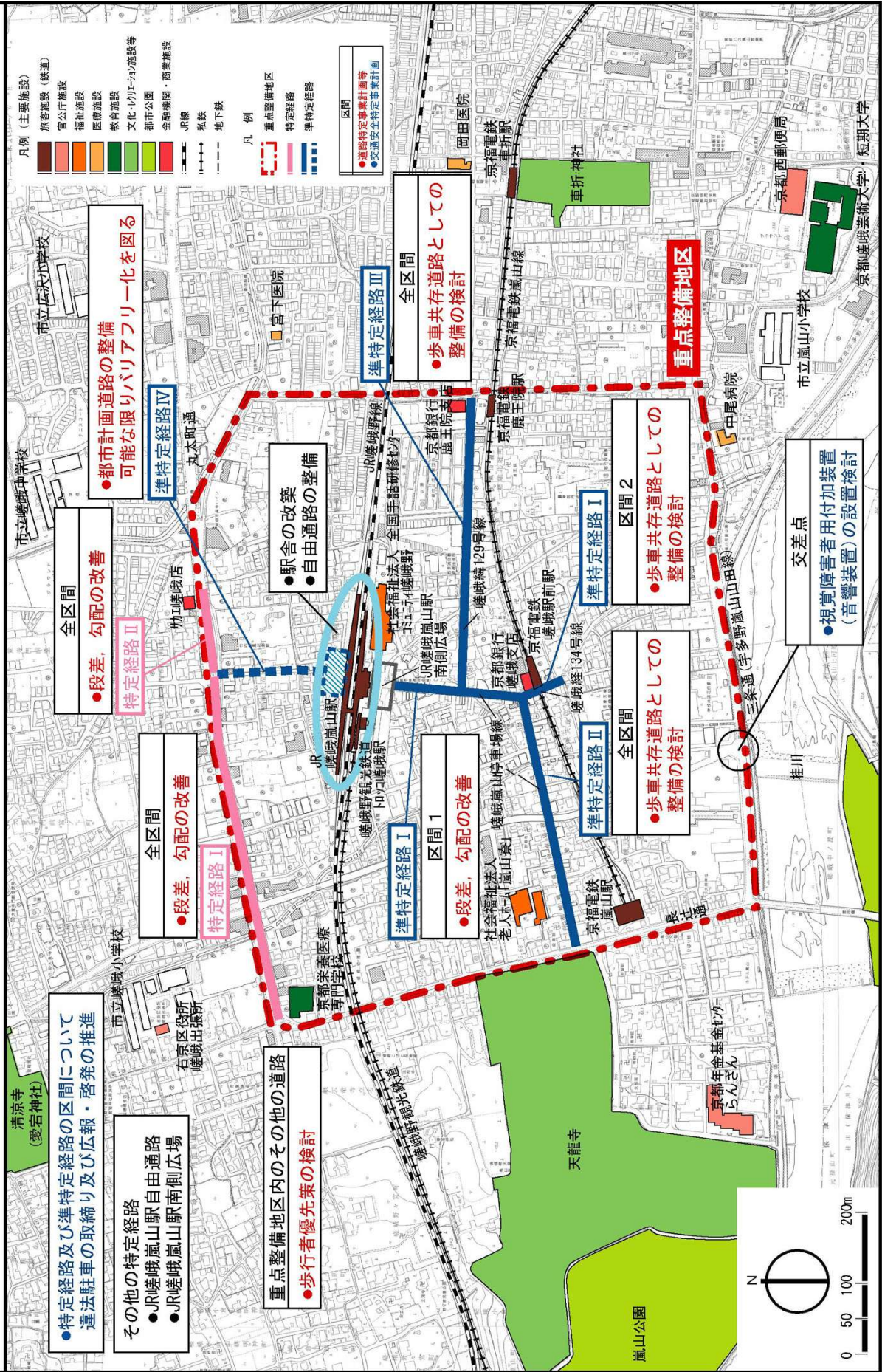
| 経路    | 路線等                      | 事業内容                      | 目標年次 |    |    |    |    |    |     |
|-------|--------------------------|---------------------------|------|----|----|----|----|----|-----|
|       |                          |                           | H17  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23~ |
| 特定経路  | 主要市道鹿ヶ谷嵐山線<br>(通称：丸太町通)  | 違法駐車の手配・取締り及び<br>広報・啓発の推進 | 注)   |    |    |    |    |    |     |
| 特定経路  | 主要市道鹿ヶ谷嵐山線<br>(通称：丸太町通)  | 違法駐車の手配・取締り及び<br>広報・啓発の推進 | 注)   |    |    |    |    |    |     |
| 準特定経路 | 府道嵯峨嵐山停車場線<br>嵯峨経134号線   | 違法駐車の手配・取締り及び<br>広報・啓発の推進 | 注)   |    |    |    |    |    |     |
| 準特定経路 | 府道嵯峨嵐山停車場線               | 違法駐車の手配・取締り及び<br>広報・啓発の推進 | 注)   |    |    |    |    |    |     |
| 準特定経路 | 嵯峨緯129号線                 | 違法駐車の手配・取締り及び<br>広報・啓発の推進 | 注)   |    |    |    |    |    |     |
| 準特定経路 | 都市計画道路 国鉄嵯<br>峨駅北通(整備予定) | 違法駐車の手配・取締り及び<br>広報・啓発の推進 | 注)   |    |    |    |    |    |     |
|       | 府道宇多野嵐山山田線               | 視覚障害者用付加装置<br>(音響装置)の設置検討 | 注)   |    |    |    |    |    |     |

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-10に示します。



図-10 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画



## 5 JR 嵯峨嵐山駅改築及び自由通路整備事業の概要

### (1) 事業計画の基本的な考え方

本事業計画は、自由通路を整備してJR 嵯峨嵐山駅へのアクセス及び南北を結ぶ歩行者動線の確保を図るとともに、JR 嵯峨嵐山駅の橋上化による改築を行うものです。

駅改築事業においては、バリアフリー化の基準に適合させるよう努めるとともに、できる限りガイドラインに沿った設備整備を目指します。

また、自由通路整備事業においては、立体横断施設のバリアフリー基準に沿った整備内容とします。

本事業については、現在事業を進めているJR 山陰線複線高架化事業に併せた実施を目指します。

### (2) 整備の概要

本事業により、バリアフリー化された、より利便性の高い駅の実現を図るため、次のような事業計画を進めます。

#### ア 利用動線

##### (ア) エレベーター

JR 嵯峨嵐山駅構内各ホーム及び自由通路の両端に、身障者対応型のエレベーターを設置します。

##### (イ) エスカレーター

より円滑な旅客の動線を確保するため、JR 嵯峨嵐山駅構内各ホーム及び自由通路の両端におけるエスカレーターの設置について検討します。

##### (ウ) 階段

階段の踏み面及び踊り場は滑りにくい仕上げとし、容易に段の識別が可能なものとします。また、両側に2段手すりを設置します。

##### (エ) 南側広場

南側広場の整備についての協議を関係機関と進めていきます。

#### イ 情報案内設備

##### (ア) 電光式情報案内板等

各ホーム及びコンコース改札口付近に電光式情報案内板を設置し、列車の発着案内及びその他の運行情報について、文字による表示を行います。また、併せて音声による案内を行うための設備を整備します。

##### (イ) 駅等の施設案内サイン及び駅周辺観光施設等への案内表示

駅及び自由通路の施設案内サインについては、適切な場所、高さ、方向に設置し、ピクトグラム（絵文字）は標準案内用図記号を参考とします。

##### (ウ) 点字表示板、点字案内板等

券売機、運賃表及び階段手すりなどに点字表示板を設置します。

##### (エ) 視覚障害者誘導用ブロック

自由通路入口から改札口を経て車両乗降口へ至る移動の経路上に、連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。また、トイレ入口付近に点字案内板を設置し、移動経路から点字案内板への誘導ブロックを敷設します。

## ウ 利便施設

### (ア) トイレ

一般用トイレにおいて手すり付き小便器及び手すり付き腰掛け式便器の設置を行い、また、多機能トイレについては男女別に各 1 箇所設置します。

### (イ) 休憩施設

ホームにベンチ等の休憩施設を設置します。

## エ 個別設備

### (ア) 改札口

有効幅 90 cm 以上の改札口を 1 箇所設置します。

### (イ) 券売機

高齢者及び身体に障害のある方などの円滑な利用に適した券売機の導入を検討します。

### (ウ) 料金表，路線図など

料金表，路線図，時刻表の表示については，高齢者及び身体に障害のある方などが読み取りやすいよう，設置位置，文字や図の大きさに配慮したものとします。

## オ その他

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小など，嵯峨嵐山地区以外の駅でも共通の課題となっているものについては，長期的な課題として検討を進めます。

また，非常時や災害時における特に聴覚障害のある方に対する緊急情報表示の在り方について，検討を行います。

## 6 国鉄嵯峨駅北通整備事業の概要

### (1) 事業計画の基本的な考え方

本事業計画は、主要地方道鹿ヶ谷嵐山線（丸太町通）とJR嵯峨嵐山駅北側を結ぶ都市計画道路国鉄嵯峨駅北通を、自由通路整備事業等に併せて整備するものです。整備に際しては、駅へのアクセス道路としての道路の機能を検討しながら、準特定経路として可能な限りバリアフリー化基準に沿った整備を行います。

### (2) 整備の方針

JR嵯峨嵐山駅と丸太町通を結ぶ経路について、高齢者や身体に障害のある方だけでなくすべての人が円滑に移動できるよう、次のような事業計画を進めます。

#### ア 歩道の幅員

道路全体の幅員構成を検討する中で、できる限り歩道有効幅員の確保を行います。

#### イ 段差，勾配

また、歩道と車道の段差、歩道の縦・横断勾配については、接続する道路や隣接する宅地等との高さ調整を図りながら、バリアフリー化基準に沿った整備を行います。

#### ウ 路上施設

歩道内に設置する道路の附属物及び占用物等については、歩行者動線を妨げないような配置を検討します。

#### エ 交差点

丸太町通と接続する交差点については、交通管理者である京都府警察と協議を行い、歩行者の円滑な移動経路の確保を行います。

#### オ 駅前

駅自由通路の整備内容と整合のとれた施設配置、歩行者経路の検討を行います。

また、道路及び駅前広場の歩行者動線を妨げる原因となる放置自転車への対策として、自転車等駐車場の整備が行えるよう、公共交通事業者との協議を進めます。

## 7 嵐山観光地交通対策の取組について

京都市では、当地区において、地元の皆様や関係機関等の御協力を頂きながら、秋の観光地交通対策に取り組んでいます。

今後とも、他の事業との連携を図りながら、安心して快適な歩行者空間を創り出していけるよう、地区内の交通円滑化に向けた取組について検討を進めていきます。

## 8 ソフト施策及びその他の施策の概要

### (1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表 - 15 に示します。

表 15 ソフト施策の具体例

|                       | ソフト施策の内容  | ソフト施策の具体例  |
|-----------------------|---|--|
| 心のバリアフリーを推進するソフト施策    | 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発，学習機会の提供                                  | 高齢者や身体に障害のある方の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発，情報提供など                                   |
|                       |   | 高齢者や身体に障害のある方とのふれあいの場の設置など   |
|                       |   | 駅などにおける介助体験，疑似体験など   |
|                       | 学校教育における福祉教育の充実   | 高齢者や身体に障害のある方との交流や介助体験，疑似体験などによるボランティア意識の醸成など  |
|                       | 公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修，マニュアルの整備                             | 手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような，接客マニュアルによる接客教育   |
| 高齢者や身体に障害のある方へのサポート教育 |   |  |
| 介助体験，疑似体験などによる訓練，研修   |   |  |
| 違法駐車・駐輪等の防止           | 違法駐車・駐輪・看板類等，高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して，自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など |  |
| 情報のバリアフリーを推進するソフト施策   | バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供   | インターネットを活用した，駅などのバリアフリー状況に関する情報提供<br>(京都市や公共交通事業者のホームページなど)                            |
|                       |   | バリアフリーマップの作成・提供<br>(駅のバリアフリー化状況，車いすで行ける観光施設など)   |
|                       | 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実                            | 移動経路における情報のバリアを解消するための，電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など<br>すべての人に分かりやすい，統一性，連続性のある案内情報の提供など |

## (2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者及び関係行政機関等は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。